

1 基本方針

利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身共に健やかに育成され、又は有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう利用者の立場にたった、必要な支援や創作活動等を助長することを目的とします。

本年度における事業の基本方針は、次のとおりです。

(1) 施設の経営

平成25年度より法改正となりました障害者総合支援法について遺漏のないように取り組んでまいります。具体的には引き続き住まいの場として、施設入所支援（定員50名）、短期入所（定員4名） 日中活動の場として、生活介護（定員50名）、また、市町村事業であります地域活動支援センター事業及び日中一時支援事業をすすめてまいります。

なお、相談支援事業については、平成27年4月より開始しております。

経理事務については、一層の正確さを図るため、株式会社吉田経営と契約し指導・助言をいただいておりますが、28年度も引き続きお願いしていきます。

(2) 施設の運営

施設の運営にあたっては、障害者総合支援法等関係法令に基づき適正な運営に努め、利用者の基本的人権を尊重しながら、生活の向上をめざし、快適で生きがいを感じる生活環境づくりに努めます。また、生活習慣の確立、社会自立への適応能力を高め、さらに積極的に地域との交流を深める中で、開かれた施設づくりを目指します。

各々の利用者にあった個別処遇の的確かつ具体的な支援の実施ができるように行い、より一層の質の高い支援に努めてまいります。

2 本年度事業の運営方針

職員の研修への積極的な参加を勧めると共に利用者本人の意志を尊重して、利用者本意のサービスが提供できるようサービスの質の向上に努めます。

(1) 生活支援の強化

利用者の高齢化に伴い、利用者のニーズにあった支援の充実を図り、社会自立に向けて、利用者の能力を的確に把握し、食事・入浴・排泄等の介護や日常生活上の支援を行い、日常生活能力の維持・向上に努めます。そのために職員の増員、残存能力維持の為機能訓練指導員を配置し、利用者のリハビリを医師の指導のもと実施します。

(2) 作業支援の充実と適応能力の拡充

利用者の障害・能力・適性に応じて、農園、陶芸、手芸等の創作活動を進めます。また、個別支援計画に基づく新たな創作活動等の開拓にも積極的に取り組み、利用者の知

識・能力の向上に努め、希望される利用者の就労に向けた支援に努めます。

(3) 地域社会との交流及び社会参加

福祉バザー、ボランティアフェスタ等に積極的に参加し、地域・関係機関団体との交流を図り、また、これら関係行政機関や地域社会の行事等には積極的に参加し、施設行事の北星園祭においては、施設を開放して、地域住民の利用に供するなどして、施設の理解、啓発に努めます。また、駐車場の整備等についても検討をすすめてまいります。

(4) 短期入所事業の実施

在宅の心身障害（児）者を介護している方が、病気、事故等、その他の理由により、家庭での介護が困難になった場合や介護疲れをいやす場合などに利用をいただき、支援してまいります。

(5) 地域活動支援センター事業の実施

支援センターの広報や養護学校対象者の情報収集に努めるとともに、障害者が通所し、創作的活動、生産活動の機会の提供や機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。

(6) 相談支援事業の実施

障害のある方及びその家族が、地域で安心して自立した生活が営むことができるよう、適切な福祉サービスの利用支援、権利擁護の支援、関係機関との連絡調整、必要な情報等の継続的な支援ができるように努めてまいります。

(7) 危機管理について

北星園において、火災、地震、風水害、その他天災、食中毒、感染症等について緊急時の連絡網を整備するとともに、毎月1回の避難訓練に励みます。

食中毒については、未然に防止するため徹底した研修、ミーティングを行うとともに発生後の危機管理に努めます。

また、災害時の食料備蓄についてもそれぞれ分散し、水・主食・副食等を備蓄します。